

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

匝瑳市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

匝瑳市長

## 公表日

令和5年3月28日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>固定資産税は、地方税法(昭和25年法律第226号)第3章第2節(固定資産税)に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税である。</p> <p>納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税を全て納付するものである。(地方税法第343条)</p> <p>税額は、総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に基づき市町村長が評価、決定した価格を固定資産課税台帳に登録し、この価格に市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。(地方税法第343条、第349条、第403条第1項)</p> <p>固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ審査請求を行う。</p> <p>市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>(1)所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。 (2)納税者から提出される償却資産申告書を、直接又は地方電子化協議会を経由し、受領する。 (地方税法第383条 等) (3)価格に関する審査の申出(地方税法第432条) (4)固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。 (地方税法第364条 等) (5)天災あるいは、貧困により扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条 等) (6)情報ネットワークシステムを通じて公金受取口座情報・連携ファイル関係情報を取得し、固定資産税の還付等に活用する。</p>
③システムの名称	<p>(1)固定資産税システム (2)統合宛名システム (3)収納管理システム (4)滞納管理システム (5)中間サーバ (6)地方税電子申告支援サービス</p>
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
<p>(1)資産情報ファイル (2)課税台帳情報ファイル (3)収納情報ファイル (4)滞納情報ファイル (5)宛名情報ファイル (6)地方税電子申告情報ファイル (7)口座情報ファイル</p>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条及び別表第一の第16及び101の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、2条及び9条</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条7号</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・番号法別表第二  第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27及び121の項）</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第20条</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、2条及び9条</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条7号</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>匝瑳市役所税務課  郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2  0479-73-0087(直通)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>匝瑳市役所税務課  郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2  0479-73-0087(直通)</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月31日	I-1-②事務の概要	不服申立て	審査請求	事後	
平成29年8月31日	I-5-②所属長	税務課長 伊藤久夫	税務課長 山下慎一	事後	
平成29年8月31日	II-1	平成27年3月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成29年8月31日	II-2	平成27年3月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成31年2月1日	I-1-③システムの名称	(1)固定資産税システム (2)宛名・納付システム (3)収納管理システム (4)滞納管理システム(COKAS-R/AD II) (5)滞納管理システム(THINK TAX) (6)団体内統合宛名システム (7)中間サーバ	(1)固定資産税システム (2)統合宛名システム (3)収納管理システム (4)滞納管理システム (5)中間サーバ (6)地方税電子申告支援サービス	事前	
平成31年2月1日	I-2特定個人情報ファイル名	(1)資産情報ファイル (2)課税台帳情報ファイル (3)収納情報ファイル (4)滞納情報ファイル (5)住民票情報ファイル	(1)資産情報ファイル (2)課税台帳情報ファイル (3)収納情報ファイル (4)滞納情報ファイル (5)宛名情報ファイル (6)地方税電子申告情報ファイル	事前	
平成31年2月1日	I-5-②所属長	税務課長 山下慎一	税務課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年2月1日	II-1	平成29年5月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年2月1日	II-2	平成29年5月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和2年10月20日	I-1-②事務の概要	第3章第2節(固定資産税))に基づき、	第3章第2節(固定資産税)に基づき、	事後	
令和2年10月20日	II-1	平成31年1月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年10月20日	II-2	平成31年1月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和5年3月28日	I-2特定個人情報ファイル名	(1)資産情報ファイル (2)課税台帳情報ファイル (3)収納情報ファイル (4)滞納情報ファイル (5)宛名情報ファイル (6)地方税電子申告情報ファイル	(1)資産情報ファイル (2)課税台帳情報ファイル (3)収納情報ファイル (4)滞納情報ファイル (5)宛名情報ファイル (6)地方税電子申告情報ファイル (7)口座情報ファイル	事前	
令和5年3月28日	II-1	令和2年9月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和5年3月28日	II-2	令和2年9月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和5年3月28日	I-4-②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する 法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する 法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27及び121の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、2条及び9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条7号	事後	